

「(仮称) 座間市市民協働推進条例素案」に係る パブリックコメントの実施結果について

実施概要

○実施期間

平成26年3月5日(水)～4月3日(木)

○意見を提出できるもの

- ・市内在住・在勤・在学者
- ・市内に事務所または事業所を有する法人またはその他の団体
- ・意見公募手続に係る事案に利害関係を有する方

○意見の提出方法

郵送、ファクス、電子メール、市民協働課へ直接提出

○意見募集結果

意見提出者 2名

意見総数 15件(うち、条例以外に関する意見3件)

※実施結果については、既に掲載しておりますが、受理の遅延により、追加分がありましたので、併せて追加分を掲載するものです。

(仮称) 座間市市民協働推進条例 パブリックコメント

○ (仮称) 座間市市民協働推進条例に関する意見

番号	意見概要	市の考え方
1	<p>第2条(定義)第3項第2号「不特定多数の利益の増進」の記述を、「公共の利益の実現、公共の課題の解決」に変更し、「市民等」から除かれる団体として、宗教、政治、選挙及び公益を害するおそれのある活動を行う団体は除くと明記することを提案します。また、国、県、市から支援を受けている座間市社会福祉協議会や市立体育館の指定管理者も協働の対象外になるのではないかな。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「不特定多数」でなく「公共」の文言を用いることに関しましては、検討してまいります。 ・宗教団体や反社会的団体などが除外されることは自明であるため書き込まず、明記する場合は規則で検討していきます。 ・座間市社会福祉協議会等を協働の相手とするか否かについては、検討してまいります。
2	<p>第8条(多様な協働)は必要か。また、第2項の市職員の協働に関する理解を深める啓発・研修会等の実施が重要であり、市職員に対して、公正・公平な協働に対する理解を求めます。</p>	<p>協働事業以外の協働を定義することによって、協定書を締結していなくても、様々な場面で広く協働が行われるようになるため、「多様な協働」は必要と考えます。</p> <p>また、今後、市職員の協働に関する理解を深めるために、研修等の機会を設けていく予定です。</p>
3	<p>協働事業を推進するために基金に積み立て、年度に縛られずに財政的に支援する市民協働推進基金の設置を条文に盛り込むことを提案します。</p>	<p>基金の設置は有効的な考えではありますので、ご意見を参考に、今後の検討課題とします。</p>
4	<p>第9条(市民協働推進会議)において、協働に関する必要な事項について意見を求めるため「座間市市民協働推進会議」を設ける。など会議の設置目的を明文化して欲しい。会議は、原則公開、委員の女性比率は50%以上と明記し、任期は3年で2期6年を超えて任用できない。他の会議の委員との兼任は2つまでとすることを提案します。</p>	<p>第9条第3項で、必要な事項については、規則で定めるとありますので、設置目的等は、規則において定めていきたいと考えます。</p>
5	<p>市民参加に関するルールや仕組みを定めた「座間市協働まちづくり条例」と「(仮称)座間市市民協働推進条例」は共にまちづくりの条例であるので、「市民参加推進会議」と「(仮称)市民協働推進会議」は、一つにまとめた方が協働のまちづくりの大局からみた会議の運営が行われると思います。また、「座間市協働まちづくり条例」の名称を「座間市まちづくり条例」としたらどうか。</p>	<p>「座間市協働まちづくり条例」は、市民参加の手続を定めた条例であり、「(仮称)座間市市民協働推進条例」は、協働を推進するための条例であり、市民参加と協働という対をなすものとして、協働まちづくりの両輪としていくため、それぞれの条例に基づいて設置されている会議は、それぞれの役割の中で運営していくものと考えます。</p> <p>条例の名称については、ご意見を参考に検討してまいります。</p>

(仮称) 座間市市民協働推進条例 パブリックコメント②

○ (仮称) 座間市市民協働推進条例に関する意見

番号	意見概要	市の考え方
1	目的について、「理念を明らかにする」「基本原則を定める」について、具体的に権利や義務を明らかにするものでないのならば、条例にする必要はないのではないかな。	協働を推進するために座間市協働まちづくり指針を条例化したいと考えています。
2	市民等の役割に「市民等は、協働における場において、他の市民等及び市の立場や発言を尊重するよう努めるものとする。」とありますが、ホームページで公開されている審議会の議事録にさえ、発言者の名前がかかれていないのに、このようなことが可能でしょうか。誰が言ったかわからないことを尊重できません。	協働を進める上での市民等の役割分担及び姿勢を謳ったものです。
3	市の役割、基本施策については、当たり前でなおかつ無難な内容を書き並べているだけで、実質的に何か意味があるようには思えません。座間市協働まちづくり条例のように意見公募の手続が定められているわけでもなく、他の自治体で例があるように住民投票の手続が定められているわけでもありません。	協働を進める上での市の役割分担及び姿勢を謳ったものです。
4	市民協働推進会議について、会議がどのような権限を持つのか何も書かれていないし、どのような人が選ばれるのか規則に丸投げされているように思います。例えば外国人も参加させるつもりでしょうか。	第9条第3項で、必要な事項については、規則で定めるとありますので、設置目的等は、規則において定めていきたいと考えています。
5	内容が座間市協働まちづくり条例とかぶっている上、座間市協働まちづくり条例との関係が何も書かれていません。同じような条例、会議を本当に2つ作るつもりでしょうか。	「(仮称) 座間市市民協働推進条例」は、協働を推進するための条例であり、この2つの条例は、市民参加と協働という対をなすものとして、協働のまちづくりの両輪としていくものです。
6	座間市協働まちづくり条例の市民参加推進会議の議事録がホームページで公開されていますが、実質的には事務局からの報告と承認だけのように見えます。配布された資料がホームページに掲載されていないし、誰が何を発言したのかということも書かれていません。委員は10人とあるのに、出席者は6人で、当日の傍聴人数は0人です。市民協働推進会議もこうになってしまうのではないかな。	「市民協働推進会議」は、協働を推進するための必要事項を検討、協議するために設置します。

7	平成25年度第5回座間市市民協働推進条例検討委員会の会議録を見ると、市民協働推進会議が条例を作るのでしょうか。それは市議会の役割ではないのでしょうか。	(仮称)座間市市民協働推進条例については、市の附属機関である「座間市市民協働推進条例検討委員会」が素案を作成し、市へ答申した上で、議会へ上程し、議決により施行するものです。
---	---	--

(仮称)座間市市民協働推進条例 パブリックコメント

○ (仮称)座間市市民協働推進条例以外に関する意見

番号	意見概要	市の考え方
1	第5条(市の役割)第2項「積極的な情報提供」について、協働の状況を座間市のホームページで公開してもらいたい。	ご意見につきましては、今後検討してまいります。
2	第7条(協働事業の基本原則)第2項「市民等は、協働事業を市へ提案することができる」について、現行の相互提案型協働事業の市提案型協働事業を無くして、市民提案のみでよいと思います。また提案募集の方法について、抜本的な見直しをお願いしたい。	ご意見につきましては、今後検討してまいります。
3	協働事業の提案は年1回ではなく、随時受け付けてもらえるよう提案します。また、審査も迅速に行ってもらいたい。	ご意見につきましては、今後検討してまいります。